

## 社会福祉法人 鳳彰會 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳彰會（以下「当法人という」）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、理事長、副理事長及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

### (常勤理事の報酬等の基準)

第3条 役員等のうち、常勤の理事が分担執行する業務は、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 理事長

- ・ 法人の運営管理を統括し、施設の経営管理を統括する
- ・ 法人公印を管理し、日常運営における定期的支出時及び申請書等の公的書類他への決裁押印業務
- ・ 人事、給与、福利厚生に関する決裁業務
- ・ 法人方針に基づく事業計画策定及び事業改善等の指導
- ・ 理事会及び評議員会開催前の議事内容の監修、並びに同会開催時の議事進行
- ・ 対外関係機関との折衝時挨拶等
- ・ 上記の他、日常的範囲における専決業務

#### (2) 副理事長

- ・ 理事長の職務代行、並びに理事長の命を受け、法人実務を遂行する
- ・ 毎月開催の運営連絡会議の総括
- ・ 当法人職員スキルアップに関する研修等の実施
- ・ 各事業所開催の担当者会議等への参加及び助言指導
- ・ 日常運営における定期的支出時及び申請書等の公的書類他への押印業務

(3) 常務理事

- ・ 理事長の命を受け、法人実務を遂行する
- ・ 毎月開催の運営連絡会議の総括
- ・ 当法人職員スキルアップに関する研修等の実施
- ・ 各事業所開催の担当者会議等への参加及び助言指導
- ・ 日常運営における定期的支出時及び申請書等の公的書類他への押印業務

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表に定める報酬等を支給するものとする。

(報酬等の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 常勤理事のうち当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者の役員報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月10日（ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程による。）

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月28日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円
副理事長	月額 150,000円
常務理事	月額 50,000円

別表2 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
副理事長	月額 150,000円
常務理事	月額 50,000円

別表3 (非常勤の役員の報酬)

## (1) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

## (2) 監事

	報酬の額
理事会及び監事監査等への出席	日額 4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

別表4 (評議員の報酬)

	報酬の額
評議員会への出席	日額 4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

以上